

定期総会の報告

2016年5月22日(日)、13時30分より、広島弁護士会館において、反貧困ネットワーク広島第4回定期総会が開催されました。

代表の山田延廣弁護士による挨拶、秋田事務局長による活動報告、会計報告の後、本年度の活動方針と予算案、役員改選(理事長と事務局長の交替)について、全会一致で承認されました。



記念講演

広島県地域定着支援センター所長 河合和義

地域生活定着支援センターは、矯正施設から出所する高齢者や障害を持つ人と地域の福祉サービスをつなぐところで、広島では6年前から公益社団法人広島県社会福祉士会が県から委託を受けて運営しています。

刑務所から出てくるというとどんなに怖い人かと誤解を受けそうですが、そのほとんどは生活苦の中で万引きなどをせざるを得なかった人たちです。(もちろん、万引きがいいと思っているわけではありません)

この6年間で220人のお手伝いをし、そのうち県内で生活をしている人は約140人です。

病気や障害から病院や施設での暮らしを必要とする人たちもいますが、多くの人が願っているのが町の中でごく普通に暮らしていきたいということです。



当然私たちのお手伝いは住宅探しや生活の支援者探しが主になってきます。このときに一番困るのは貸してくれる家主を見つけることです。

今、各地に街中での生活を支えるシステムができてきつつあります。島根県では社会福祉協議会が賃貸借契約の際の保証業務をやっていますし、岡山では居住支援のためのNPOが活動を続けておられます。

これまでの体験不足などからゴミ出しのルールやご近所との付き合い方などがわからずトラブルになったときなど、相談に乗りアドバイスをくれるような人がいれば、お互いのくらしはもっとやりやすくなるでしょう。行政がその取り組みを積極的に進めている地域もありますが、広島でも様々な取り組みをつなぎ、力を合わせていければ・・・と願っています。

雇用確保のために思い切った取り組みを

日下健二

反貧困ネットワーク広島も結成されて7年余りになります。この間の活動は、主に『まちかど相談会』『シェルター運営』『ホットサロンの運営』でした。必死の思いで役員一丸となって頑張ってきたように思います。これらの活動は、完全とは言えないにしても、全国的には誇りうるものと思っています。しかし、私たちの運動に大きな弱点もあります。それは、今までの活動の多くは、貧困の発生の『救済』であり、『根絶』でないという点です。

私は、貧困の根絶のためには、①社会保障の充実とともに②雇用の確保が必要ではないかと思っています。しかし、雇用の確保と言っても私たちの運動から雇用を創出することは不可能だと思います。

そこで、先日話をうかがって関心をもったのが、大阪府豊中市における雇用確保のための取り組みです。簡単に言えば、仕事を求めている人に対して、一週間から数ヶ月間『体験入社』をしてもらう制度です。それを行政が中心になって取り組んでいるというものでした。企業側のメリットは、人材の確保が確実にできること。労働者側からすれば自分のやりたい仕事を求めやすくなること。行政が仲立ちするものですから、お互いに安心感があるというものでした。

これからは、広島市に対して、豊中市の取り組みのようなものを強く求めて行きたいと思いました。

理事長退任のあいさつ

弁護士 山田延廣

今年度の総会において理事長を退任しました。リーマンショック後、反貧困ネットワーク広島が成立して以来、約8年間代表者を務めてきました。その間、シェルター活動、街角相談活動などの各事業も軌道に乗り、多くの困っている人々を救済できたことを誇りに思います。これも会員、役員など関係者の方々の暖かい献身的な支援のおかげです。この場を借りてお礼を申し上げます。

現在の「自分さえ良ければよい」、「お金さえ儲かればよい」という世相を見て、人は「貧すれば鈍する」という言葉を思い出します。経済的貧しさは人の心も蝕みます。これからも貧困をなくするための活動の重要性は高まるばかりです。今後も当会の活動に対するご協力をお願いするとともに、反貧困ネットワーク広島の活動が不要になる日が到来することを願っています。

理事長就任のあいさつ

弁護士 秋田智佳子

このたび新理事長に就任しました。山田延廣弁護士は理事長を退任されるとはいえ、引き続き理事として活動いただける予定ですし、平和問題という、貧困問題とは切っても切り離せない分野で引き続きリードして行かれますので、平和を守る活動と反貧困運動という両輪で皆様と共に取り組んでいきたいと思っております。

年が経ちましたが、シェルターの利用率は98%を超え、私達の役割は増えることはあっても減ることはありません。

この8年間、シェルターやほっとサロンの運営、年4回の駅地下広場相談会開催など、目の前の困った方の救済に必死に取り組んできて、シェルター利用のべ人数(2009.5-2016.6)は924人、駅地下広場での相談会はこの6月で25回、相談者のべ人数は3,153人にのぼりました。本当に皆んなでよく頑張ってきたなと自画自賛したいと思っております。

本来、行政が取り組むべき課題であっても民間だからこそ、利用者の立場に立った支援や、本当に困っている方々の声を代弁することができるし、それこそが私たちに求められていると思っております。

2015年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、広島市から一時生活支援事業を受諾して1

人手も予算も足りない中、取り組むべき課題は多くありますが、皆んなで知恵を出し合って、社会保障制度の充実や、就労支援・住まいの支援についての行政への提言に力を入れていきたいと思っております。

年1回の総会、春の講演会、年4回の相談会・機関紙発行のほか、毎月第3火曜午後6時から、広島弁護士会館で定例会・勉強会を開催しています。多くの会員のご参加をお待ちしています。

事務局長就任のあいさつ

弁護士 寺本佳代

本年度より、前任の秋田事務局長に代わり、事務局長を務めさせていただきます弁護士の寺本佳代です。ご存じの方も多いですが、前理事長の山田延廣弁護士と同じ事務所に所属しています。

ており、各方面で積極的に関わっています。山田弁護士とは違って、熱く語ったり、激しく怒ったりするのは苦手なので、最初はちょっと気取っていて話しかけにくいと思われるかもしれませんが、実は秋田先生と同じ獅子座のO型で、「細かいことにはこだわらない、言い換えればおおざっぱ、素直な言動が、人に信頼され、リーダーシップを執るのは12星座ダントツ」のようですので、皆さん気軽に声をかけていただけたらとっても嬉しいです。

これまで、弁護士として、貧困とも関連するあらゆる事件、例えば、労働事件、離婚事件、DV事件、児童あるいは高齢者の虐待事件などを担当してきました。特に、女性やひとり親家庭の問題、心理的ケアの必要性などに興味と関心を持っ

まちかど生活相談会

6月21日(火)22日(水)、広島駅南口エールエール地下広場で、当法人主催、広島市及び法テラス共催にて「まちかど生活相談会」を開催しました。連日の大雨で、県内各地で警報が出る中、1日目は面談42件、電話3件、2日目は

面談44件、電話1件で、2日合計面談86件、電話4件の相談がありました。相談会報告については前回から、支援者の皆様のご紹介を兼ねて、インタビュー形式としています。

第2回は、広島市くらしサポートセンターの齋藤奈々さんと森川彩さんにご協力いただきました。



T：こんにちは。
お二人は、くらしサポートセンター、通称「くらサポ」から、参加いただいていますね。簡単に自己紹介をお願いします。

齋藤：私は、普段は「くらサポ」の西部サブセンター（佐伯区社会福祉協議会内）で、主任相談支援員をしています。

森川：私は、「くらサポ」本部（広島市社会福祉協議会内）で、家計相談支援員をしています。

T：そうなんですね。「くらサポ」という名前は頻繁に聞いていますが、実は私もよくわかっていないところがありまして…。そもそも、相談支援員と家計相談支援員って、どういう違いがあるのですか？

齋藤：相談支援員というのは、相談者の困っていることを伺い、利用できる制度やサービスに確実につないだり、相談者と一緒に自立に向けた支援計画（プラン）を作成し、自立へ向けて伴走します。生活困窮者自立相談支援事業には、家計相談支援、住居確保給付金、一時生活支援、就労支援、学習支援など、様々な事業がありますので、その方に必要な支援を見きわめ、各支援につなぐ役割があります。

森川：家計相談支援員とは、生活困窮者自立相談支援事業の内の家計相談支援事業を行う支援員で、家計管理で困っている方と家計状況を一緒に整理して、その方が自分で家計管理ができるように、計画を作成したり、法テラスにつないだり、

貸付制度の紹介をしたりする者です。

T：そうなんですね、相談支援員がコーディネーター役、家計相談支援員が家計管理専門の相談役という感じですかね。家計相談支援を受けられる方って、どんな方ですか？

森川：支援を受けられる方としては、家計のやりくりがうまくできずに毎月の赤字から抜け出せなかったり、多重債務などにより自力での家計再建が困難になっていたりする方などがいらっします。そのような方の支援としては、一緒に家計の費目を整理して改善点をアドバイスしたり、債務整理や自己破産などの法的な整理のために専門家へつないだりします。

T：そうですよね、私も弁護士として、たくさん自己破産の申立てをしてきました。勧められたままに unnecessary 保険に複数加入しているとか、明らかに収入に見合わないほどの教育費をかけているという方も稀にいますが、大抵は「どんなに見直ししても、この収入ではどうにも暮らして行けないよ」「むしろ、今までどうやってこれで生活し



てきたの？」という方です。

齋藤：そうですね、なるべく早い段階から相談をお

受けし、支援していきたいですね。私たちは、生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により経済的な面で生活に困っている方の支援をする機関ですので、生活保護相談へのつながりもしますが、生活保護の受給が決定になった場合には、その後の支援はできなくなってしまいます。生活保護受給に至る前に生活の立て直しができるよう日々努力をしています。

【6月まちかど生活相談会の相談事例から特徴的な相談】

家主からの「借主が10年以上合計600万以上の家賃を滞納し、外出気配もなく電気ガスも止まっている、訪問しても居留守を使われる、未払家賃はいいから出て行って人間らしい生活をしてほしいと思う」といった相談や、夫のアルコール依存、暴力により切迫早産したが、精神疾患を患っており、また、子どもも発達障害があり、生活が苦しいという深刻な相談が寄せられました。

【相談内容】生活苦9件、借金13件（うち携帯代2件）、相続・相続放棄20件、損害賠償5件、労働4件、離婚3件、DV2件、養育費2件、こころ4件、生活保護8件、住まい7件（うち空き家2件）、医療・病気6件（医療特別手当2件、社会保険3件）、発達障害2件、賃貸借2件、近隣関係の悩み5件、保証2件、貸金1件、年金・障害年金6件、税金2件、後見3件

【性別】男性28人、女性56人、不明6人

【年代】10代（0人）、20代（5人）、30代（8人）、40代（14人）、50代（14人）、60代（21人）、70代（11人）、80代（4人）不明（13人）

今後の相談会の予定（いずれも会場は広島駅南口地下広場、時間10:00~17:00）

2016年 9月 6日（火）・7日（水）暮らしとこころの相談会（弁護士会主催）

2016年12月 6日（火）・7日（水）年末年越し相談会（反貧困ネット主催）

2017年 3月28日（火）・29日（水）暮らしとこころの相談会（弁護士会主催）

相談会イベント募集のお知らせ

相談会会場は、イベント広場となっているため、両日とも、昼12:00~12:30と16:30~17:00の1日2回、イベントを行っています。舞踊、楽器演奏、歌、ダンスなど、出演して下さる方（団体、個人問わず）を募集しています。皆様の出演協力をお待ちしています。

会費・寄付振込先

正会員（個人）年会費 2,000円

正会員（団体）年会費 5,000円

賛助会員（個人）年会費 5,000円

賛助会員（団体）年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通3235401 反貧困ネットワーク広島

郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島



シェルター開設をした2009年5月以降の、
シェルター11室利用者のべ人数（2016年6月
30日現在）

年代	男性	女性	合計
10代	7	15	22
20代	77	40	117
30代	146	37	183
40代	166	49	215
50代	149	35	184
60代	87	27	114
70代	32	11	43
80代	6	4	10
不明	15	27	42
合計	685	245	930

世帯内訳：単身843名夫婦31名親子56名

お願い

当会では、お米、インスタントラーメン、そうめんなど保存食やタオルなどの寄付も随時おまちしています。

また、パジャマ又はスウェット上下や冬用の男性用コートを必要とされる方も多いため、不要な物（清潔であれば中古でも結構です）があればご寄付を御願いします。

寄付食材お届け先：〒730-0051 広島市中区大手町5-16-18

PALビル4階 反貧困ネットワーク広島

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局 相談専用電話

広島市中区東白島14-15NTTクレド白島ビル7階

090-4890-1579

広島総合法律会計事務所内

平日10:00~17:00

電話:082-227-8181 FAX:082-227-1200

